

2020 年 10 月 23 日

トプコン 健康保険組合

「健康保険被扶養者確認調書」について

令和2年度健康保険被扶養者確認調書(健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者として引き続き資格があるかの確認)を実施いたします。

16歳(高校生)以上の学生は、従来通り学生証の写しを提出、学生以外は、健康保険組合が個人番号(マイナンバー)で、居住状況・収入等の確認をします。学生以外の証明書添付は、必要ありません。

※個人番号(マイナンバー)については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。

記

1. 資格確認対象者
 - ◆ トプコン本社《オプト》《TPJ》《テクノ》《山形》《TMJ》《GS》《TEJ》《TPA》
令和2年10月12日現在、平成17年4月1日以前生まれの被扶養者
(令和2年4月1日以降に被扶養者認定された方は、対象外とします。)
2. 健康保険被扶養者確認調書配付について
 - ◆ 令和2年10月30日までに庶務担当者経由で配付
3. 健康保険被扶養者確認調書確認記入について
 - ◆ 記載内容を確認、「税法上の扶養家族で」から「同居別居の区分」を記入、被保険者欄に捺印をお願いします。
 - ◆ 訂正又は、異動がある場合は、赤ボールペンで訂正をお願いします。
4. 添付書類等について
 - ◆ 学生⇒ 学生証写し提出(確認調書の裏面に貼り付ける)
 - ◆ 学生以外⇒ 昨年まで、非課税証明、給与明細写し、年金支給額等の添付書類が必要でしたが、健康保険組合が個人番号(マイナンバー)で、居住状況・収入等の確認をしますので証明書添付は、必要ありません。 但し、確認ができない場合は、必要書類の提出をお願い致します。
5. 提出期限
 - ◆ 令和2年11月13日(金)厳守 各庶務担当者を通じ提出して下さい。
6. その他
 - ◆ 扶養認定において、個々に判断するため健保が必要と判断したものについては、後日資料提出依頼のある場合があります。認定調査に必要な資料ですので、健保から依頼がありましたら、提出をお願い致します。
 - ◆ 被扶養者に本来該当しない人を被扶養者認定してしまうことは、健保組合財政に大きな影響を与え、将来的には保険料値上げなど、皆さんの負担増につながってしまいます。ぜひご理解いただきますようお願い致します。

ご不明の点がありましたらトプコン健康保険組合(内線 3591)電話 03-3966-1244 まで問合せ下さい。

以 上